

河川及びダム事業の計画段階評価実施要領細目

第 1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」に基づき、河川及びダム事業の計画段階評価を実施するための運用を定め、もって適正に計画段階評価を実施し、河川及びダム事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第 2 計画段階評価の対象とする事業の範囲

河川及びダム事業のうち以下の事業を除く全ての直轄事業等を対象とする。

- (1) 河川工作物関連応急対策事業
- (2) 河川維持修繕事業及び堰堤維持事業等維持・修繕に係る事業
- (3) 河川激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る事業
- (4) 災害復旧に係る事業

第 3 計画段階評価を実施する事業

1 計画段階評価の単位の取り方

河川及びダム事業における計画段階評価の実施単位（以下「評価単位」という。）は、達成すべき政策目標に応じて適切に設けることとする。

2 評価の実施時期

河川及びダム事業においては、新規事業採択時評価の着手前までに実施することを原則とする。ただし、災害や事故の発生、兆候又はおそれにより緊急の実施を要すると認められる事業等を行う場合は、新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

第 4 計画段階評価の実施

(1) 評価の実施主体

地方整備局を基本とする。

(2) 資料の提出先

計画段階評価に係る資料を本省水管理・国土保全局河川計画課に提出するものとする。

(3) 都道府県からの意見聴取

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 60 条第 1 項及び第 63 条第 1 項の規定により費用を負担することとなる都道府県の意見

を聴くものとする。

(4) 河川整備計画の策定等の手続きの活用を図る場合

河川整備計画の策定・変更等の手続きの活用を図る場合は、計画段階評価の対象とする事業内容、評価結果及び対応方針(案)を明らかにするものとする。

第5 計画段階評価の手法

河川及びダム事業については、原則として以下の項目に基づいて計画段階評価を実施するものとする。

(1) 流域及び河川の概要

- ・流域の概要
- ・河川の概要
- ・河川整備の経緯 等

(2) 課題の把握、原因の分析

(3) 政策目標の明確化、具体的な達成目標の設定

①達成すべき政策目標

②具体的な達成目標

(4) 複数案の提示、比較、評価

本項目においては、政策目標に応じて幅広い複数案を検討することとする。案が多い場合には、概略評価を行い2～5案程度を抽出して総合評価を行うこととする。

第6 施行

本細目は、平成25年4月1日から施行する。